

「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(告示)及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器(告示)の施行について」の改正について 新旧対照表(傍線の部分は改正部分)

1. 別添CD-ROM中一般的名称定義欄の変更

一般的名称	定義(旧)	定義(新)
歯科合着用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント	歯科修復物及び矯正器材等の合着・接着用材料をいう。レジン成分と、歯科合着用ガラスポリアルケノエートセメント成分とを組み合わせたものである。医薬品を含むものを除く。	歯科の修復物、補綴物、 <u>歯列</u> 矯正器材等の合着・接着用材料をいう。レジン成分と、歯科合着用ガラスポリアルケノエートセメント成分とを組み合わせたものである。医薬品を含むものを除く。

2. 別添CD-ROM中GHTFルール欄の変更

一般的名称	GHTFルール(旧)	GHTFルール(新)
綿状パッド	4	4/5-③